

平成 26 年 6 月 5 日

日本臨床心理士養成大学院協議会 御中

「心理職の国家資格化に関する要望」

～故・河合隼雄先生のご遺志が歪められようとしています～

奈良県臨床心理士会  
役員会資格検討グループ

河村建夫自由民主党議員連名代表は現在進行中の公認心理師資格法制化の動きについて常日頃「故・河合隼雄先生の遺志を実現するために」と明言してきておられます。奈良県臨床心理士会では河合隼雄先生がお亡くなりになるまで「顧問」として指導いただき、「国家資格化」の必要性和意義についての先生の「思い」を身近にうかがってきました。河合先生が志してこられたのは「心の専門家の国家資格化」であり、医療・福祉・教育をはじめ旧来のシステムでは手当てできない国民の「心と生活」に対する専門家を養成し役立てることでした。

そして、その願いどおり、「臨床心理士」は広く社会にその能力と存在を認められてきました。しかし「公認心理師（仮称）」の法制化内容は河合先生のビジョンとはかけ離れたものです。「法制化の案（骨子案）」がそのまま立法化されれば河合先生の「ご遺志」は大きく歪められたものになるに相違ありません。

この法案が立法化されるにはまだまだ紆余曲折があるものと思われます。河合先生が「心の専門家」として育ててこられた私たち「臨床心理士」の 24 年間の活動と実績がこの度の立法化によって無に帰してしまうことのないよう、立法化に関わる方々に大所高所からのご判断をお願いする次第です。

以下にわれわれの危惧する要点を 6 点あげます。

- ① 私たち臨床心理士は臨床心理学を土台にして広く国民の「心の幸せ」「生活者としての心の豊かさ」に向けて寄与することを本分としてきました。活動は多岐にわたり、すでに独自の位置を獲得しています。
- ② 近年は単に医療や福祉、あるいは教育の領域にとどまらず、公私のさまざまな職域で「臨床心理士資格を有すること」が採用条件として明示されることが多くなり、このことから現在の臨床心理士が担ってきた「心の専門家」としての幅広さこそ国民のために維持されるべきであり、この度の「国家資格化」によって「心の専門家」としての活動が大きく制限されるのは看過できません。
- ③ 臨床心理士は、医療とりわけ精神科領域でも活躍してきましたが、ここでもその役割は医師の薬物治療を補助するだけにとどまりません。河合先生は「医学臨床は病気を治すという『治療モデル』であるが、心理臨床は心の成長を支援すると

いう『成長モデル』の観点が重要」と強調しておられました。私たちも、その視点に立って活動しています。

- ④ 医療領域の方面から「臨床心理業務者は医師の指示に従うことが必要」と主張される向きもありますが、河合先生も従来から医療領域では、「責任者としての医師の指示のもとで業務することは当然」としてこられました。しかし、これまで臨床心理士が医療領域以外の幅広い領域でも活躍し経験を重ね、豊かな知識や技術を身に付けてきたことを考えると、必要に応じて医療関係者と連携することは大切ですが「広い範囲での医師の指示」は不必要です。河合先生の見解は「医療現場における限定的な医師の指示」なのです。
- ⑤ 以上のような見地から、私たちはこれまで広く社会に認められ、高い信用を勝ち得てきた「臨床心理士資格」をそのまま国家資格として認めてもらえることが最適と考えます。現在進行中の「公認心理師（仮称）」の資格化によってこれまで培ってきた国民に対する信用が薄れるようなことがあっては河合隼雄先生のご遺志は歪められてしまうと言わざるを得ません。
- ⑥ さまざまな方面から「公認心理師（仮称）」の国家資格化の動きについて危惧する声が上がってきています。関係各位におかれましてこれまでさまざまな領域で活躍してきた私たち臨床心理士の国民に対する活動が制約されることのないよう、格別の配慮をお願いするものです。

以上